

2-付. 平成18年度監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年5月17日

社団法人 情報処理学会

会長 安西祐一郎 殿

公認会計士中島会計事務所

公認会計士 中島 芽



私は、社団法人情報処理学会の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度の下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I. 財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. 収益事業会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. 規格会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
4. 支部会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
5. 貸借対照表総括表
6. 正味財産増減計算書総括表
7. 財産目録

II. 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 収益事業会計の収支計算書
3. 規格会計の収支計算書
4. 支部会計の収支計算書
5. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試験を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人情報処理学会の平成18年度末現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人情報処理学会の平成18年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人情報処理学会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2-付. 平成18年度監査報告書

平成19年5月17日

社団法人 情報処理学会

会長 安西祐一郎 殿

社団法人 情報処理学会

監事 木村亮介
監事 調重俊

平成18年度における会計および業務監査の結果につき次の通り報告します。

- (1) 中島会計事務所の会計監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書および決算報告書の内容は、事実に従い、本会の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為、または法令、若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以上